



国税不服審判所について

広報委員会編集

前回に引き続き、「国税不服審判所」の審査請求に対する裁決事例をご紹介します。

《事例1》

取引先から請求人の元代表者に支払われた金員…請求人に帰属する収益とは認められない

原処分庁が、請求人A社が金属スクラップ等の売買取引により得た収入を故意に計上しなかったとして、法人税の更正処分等をしたのに対し、A社が当該取引に基づく収益はA社に帰属するものではないなどと主張して、原処分分の全部の取り消しを求めた事案で、国税不服審判所は、当該収益はA社に帰属する収益とは認められないとして処分の一部を取り消した。

事実関係

A社は、Xが全額を出資して設立した土木建築工事業等を営む同族会社で、青色申告の承認を受けている。Xは平成8年にA社の代表取締役を退任し、13年6月に取締役を辞任。15年9月に再び取締役に就任したが21年6月に辞任した。なお、Xの娘婿が23年3月にA社の代表取締役に就任している。Xは23年以降、A社の株式を有していない。

A社は23年頃、B社から工場の解体撤去工事を請け負い、23年10月、B社との間で、解体工事の現場で発生する金属スクラップ等を買受ける継続的売買契約を締結。A社はその後、B社から買受けた金属スクラップ等をC社に売り渡す継続的売買契約をC社と締結した。そして、A社は24年1月、解体現場で発生した非鉄金属1万7850キロをB社から買受け、C社に売り渡し、C社はA社に代金を支払った。

その後、Xは、C社に売り渡した金属スクラップ等の中に希少金属が含まれていたとして、C社におけるA社担当のYに、相応の金額の支払いを求めた。これを受けてYは、本件非鉄金属の支払とは別に本件金員をYが経営するD社から、X名義の口座に振り込んだ。

原処分庁は法人税更正処分の理由として、D社が発行した本件金員に係る支払明細書の宛先がA社となっていること、Yが、本件金員はA社と継続して金属スクラップの売買取引を行うことを条件に支払ったと供述していることなどを通知書に記載している。

請求人の主張

本件金員はYが以降の取引を円滑に行うため、A社との取引に大きな影響力を有するX個人に支払ったもの。本件非鉄金属の売買取引の当事者は、A社とC社であり、D社との間に売買取引は存在しない。Yは、本件支払明細書は内部資料で、A社に送付したかは記憶にない、宛先をA社としたのは取引の足跡を残すためと申述しており、A社の収益でない。

審判所の判断

原処分庁は、A社の元代表者Xからの求めに応じて支払われた本件金員について、①Xが取引先に対してA社の会長として振る舞っていたこと、②本件金員がA社宛の支払明細書に基づき支払われたこと、③本件金員の支払者がA社との取引の継続を条件として支払っていたことから、本件金員はA社に支払われたものである旨主張する。

しかしながら、当時、XはA社の役員や従業員ではなく、A社が受注した工事にあくまで仲介人として関与したにとどまっていることからすれば、Xの行為をA社の行為と同視することはできない。

また、本件支払明細書がA社に送付されたと認めるに足る証拠はないから、本件支払明細書の記載をもって、本件金員がA社に支払われたことの決め手とは言えない。

したがって、本件金員は、X個人に支払われたものと認めるのが相当であり、A社に帰属する収益とは認められない。

(平成29年3月10日裁決)

《事例2》

売上除外して役員らの各預金口座に振り込まれた金員…事後に返還債務が発生しても役員給与に該当

農産物の生産販売を営む請求人A社が、A社の役員名義の預金口座に販売代金を振り込んでいたところ、その金員は役員らの給与に該当するなどとして、原処分庁が、更正処分等を行ったのに対し、A社がその取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、原処分は適法であるとしてA社の主張を棄却した。

事実関係

A社は、農産物の生産および販売を目的として平成12年8月に設立された法人で、設立日以後、取締役就任しているX、Y、Z（以下、役員ら）が、A社の株式の3分の1ずつを所有している。

役員らは、A社が建設したハウスをそれぞれ数棟ずつ管理して、農産物の生産、選別および出荷を行っている。

役員らは、調査担当職員に対して、販売した商品は廃棄処分予定で、出荷の代金は個人名義の預金口座に振り込んでもらい、個人的な支払いなどに使用したと申述した。

関与税理士が『個人通帳入金の金額は、法人に帰属すべきものであり、法人に全額返金するものとする。以上出席取締役全員同意した』旨記載され、役員らの署名押印がある「臨時株主総会議事録」書面等を原処分庁に提出した。

争点はA社の売上として計上しなかった役員名義の預金口座に振り込まれた販売代金（以下、各金員）は、役員らの給与に該当するか否か。

請求人の主張

役員名義の預金口座に振り込まれた各金員は、役員らが廃棄処分予定の商品を販売していたものであり、役員らは、その各金員がA社の売上となるという認識がなかった。また、A社は、販売の事実が判明した際に株主総会を開き、役員らが各金員をA社へ返金する旨決議したため、これらの金員は、A社から役員らへ支給されたとはいえず、給与に該当しない。

原処分庁の主張

役員らが、A社の売上に係る対価である金員を私的用途等に支出していたことは、A社から役員らに対し一定の利益が支給され、役員らの担税力を増加させたこととみるのが相当であり、給与に該当する。

審判所の判断

法人の代表者等が、法人経営の実権を掌握し、法人を実質的に支配している事情がある場合には、法人の代表者等が当該法人の事業活動を通じて得た利得は、給与支出の外形を有しない利得であっても、それが法人の資産から支出されたと認められる場合には、当該利得は法人の代表者等がその地位および権限に対して受けた給与であると解されるところ、本件においては、役員らがA社の株式の3分の1ずつ保有し、役員らの決議の下にA社の経営方針が決定されていることから、A社の業務においては、役員らが法人経営の実権を掌握し、法人を実質的に支配しているものと認められる。

また、各金員は、役員らがA社の事業活動を通じて得た利得であり、役員らが管理する各預金口座に振り込まれ、任意に処分できる状態になったことからすれば、役員らの各預金口座に振り込まれた時点で役員らに帰属したといえる。

そうすると、各金員は、役員らがその地位および権限に対してA社から受けた給与であると認められ、当該給与につき、事後に返還債務が発生した場合であっても、役員らが現実に各金員を取得した限り、その時点で給与に該当するというべきである。

(平成27年7月1日裁決)

《事例3》

課税要件事実の隠ぺい等に該当せず…収入金額の一部を除外した試算表を作成した行為

請求人が国税局の調査担当職員による調査後、所得税及び復興特別所得税並びに消費税および地方消費税の各期限後申告書を提出したところ、税務署長が所得税等及び消費税等が無申告だったのは課税要件事実を隠ぺいし、または仮装したところに基づくものであると認定した上で、重加算税の賦課決定処分を下した。これに対し請求人が、処分の取り消しを求めている事案で、国税不服審判所は、重加算税の賦課要件を充足しないとして原処分のうち無申告加算税の額を超える部分の金額を取り消した。

事実関係

請求人は建築設計業務のかたわら、平成23年10月頃から無店舗型性風俗特殊営業（以下デリヘル業）を複数の店舗で行っていた。

平成25年を通じて請求人はデリヘル業をフランチャイズ方式で展開するグループから計数管理ソフトウェアの提供を受け、事務所内のパソコンにおいて、売上金額等を入力していた一方で、複数の店舗のうちの一部の店舗に係る業務（以下独自業務）について、その売上金額をパソコンに入力せず、必要経費を加えた試算表を作成した。請求人が所有する手帳には独自業務の売上金などを記載していた。

請求人は、25年分の所得税等の確定申告書および25年課税期間の消費税等の確定申告書を

いずれも納税地を所轄する税務署長に提出していなかった。

請求人は、調査担当職員からの期限後申告の勧奨を受け、28年3月、25年分の所得税等および25年課税期間の消費税等の各期限後申告書を税務署長に提出した。

原処分庁の主張

請求人はデリヘル業の複数の店舗のうち一部の店舗に係る業務について、その収入金額を除く一方で、必要経費を加えた試算表を作成。これについて「虚偽の内容を記載することにより所得金額が生じていないという状況を意図的に作出し、確定申告義務がないことの説明資料として作成した」といえるから、請求人は事業所得の金額を隠ぺいし確定申告書を提出しなかったものと認められる。

審判所の判断

重加算税を課するためには、納税者が法定申告期限までに申告書を提出しなかったこと自体が隠ぺい、仮想に当たるというだけでは足りず、これとは別に、隠ぺい、仮想と評価すべき行為が存在し、これに合わせて法定申告期限までに申告書を提出しなかったことを要するものである。

試算表は、請求人が顧問契約の締結を検討していた税理士法人によって作成されたものであるところ、請求人は、独自業務に係る売り上げを記載した手帳の提示などをせず、税理士法人に試算表を作成させたと認められるものの、その後、原処分調査までの間に、税理士法人に対して独自業を行っていることを述べていることや、同調査の際、自ら進んで試算表を示して確定申告義務がないとの説明をしたこともなかったことなどを考慮すると、独自業務に係る収入金額を申告しないという意図を有していたり、所得金額が生じない状況を意図的に作出したのとは認められない。

試算表の作成は、請求人の隠ぺい、仮想と評価すべき行為に該当するとは認められず、また、全証拠を検討しても、その他、隠ぺい、仮想と評価すべき行為は見当たらないことから、請求人の無申告は、課税要件事実を隠ぺい、または仮装したことに基づくものとは認められない。

(平成29年5月29日裁決)

《事例4》

分掌変更に伴う退職慰労金、損金算入できる退職給与に該当せず…変更後も経営等で主要な地位を占め、重要な決定事項に関与

請求人が、役員の方掌変更に伴いその役員に対して退職慰労金として支給した金員について、原処分庁が、その役員は分掌変更により実質的に退職したと同様の事情があるとは認められないから、金員は退職所得ではなく、損金の額に算入されない役員給与であるとして法人税の更正処分などを行ったことに対して、請求人が、その金員は退職給与ないし退職所得であるとして、処分の取消しを求めていた事案で、国税不服審判所は請求人の主張を退ける判断を示した。

事実関係

請求人Xは同族会社であり、その役員であるAはXの設立時取締役であり、昭和41年7月に代表取締役社長に就任、Aの長女Bは平成18年1月に代表取締役に就任した。

Aは病気を発症し、その通院などを契機として23年5月に代表取締役を辞任し、代表権のない

取締役会長となった。分掌変更後のXの代表取締役はBのみであり、取締役はA、B、その夫Cとなった。

Xは23年5月20日、臨時株主総会を開き、分掌変更之际にAに退職慰労金を支給することを決議し、同月26日に支払った。

AはBやC、他の従業員に種々の権限の移譲を図っていたが、Cが問題を起こして取締役を解任されたことなどから、27年7月に代表取締役に再度就任した。

争点は、支払った金員が法人税法上の損金算入することのできる退職給与に該当するか否か。

原処分庁の主張

Aは、分掌変更後も経営上重要な業務を担い、取締役会長として経営上主要な地位を占めていた。

その役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情があったとは認められない。

請求人の主張

Aは、分掌変更により、財務面、営業面、人事面、生産面における権限を全てB、Cらに移譲し、仕事の量、質、内容が大幅に縮小または変更した。また、Aは、分掌変更に伴い、金融機関との間の個人保証を解除し、役員給与をそれまでの半額以下に減額している。

審判所の判断

Aは分掌変更之际して、各取引先に挨拶状を送付して社長を辞任し会長に就任した旨を周知し、また、分掌変更の後、取引先との取引価格の決定や金融機関との折衝、従業員の人事に関する権限を他の役員や従業員に徐々に移譲した。さらに、Aの23年7月分の給与も改定前の23年6月分の給与に比べて約55%減少しているから、役員の地位や職務につき相応の変動が生じたと認められる。

しかし、分掌変更後もAは数年にわたりトラブル解決のために事業所周辺の住民などに金員を支払うことをXの代表取締役や取締役に相談することなく決定していたことは、Xの事業に関する重要な意思決定およびその執行の一部を行っていたと認められる。

また、取締役会において、Bの代表取締役の任期満了に伴う代表取締役の選任および役員給与の変更についてBやCと共に決定したり、経営会議において数千万から1億円超にもおよぶ事業用資産の購入を決定しており、Xの事業及び人事に関する重要な決定事項に関与していたと認められ、Aは分掌変更により役員としての地位または職務の内容が激変しておらず、実質的に退職したと同様の事情があったとはいえず、金員は法人税法上の損金算入することができる退職給与に該当しないとして、請求人の主張を退けた。

(平成29年7月14日裁決)